北斗市除雪サービス事業の内容等

事業内容（基本ルール）

１　除雪する場所

（1）居宅（アパート等の共同住宅は対象外）の玄関前は、おおむね幅１．８ｍで、玄関先から道路までの通路部分は約１ｍ幅の除雪を行います。

（2）車庫前等は原則として除きます。

（3）排雪は行いません。

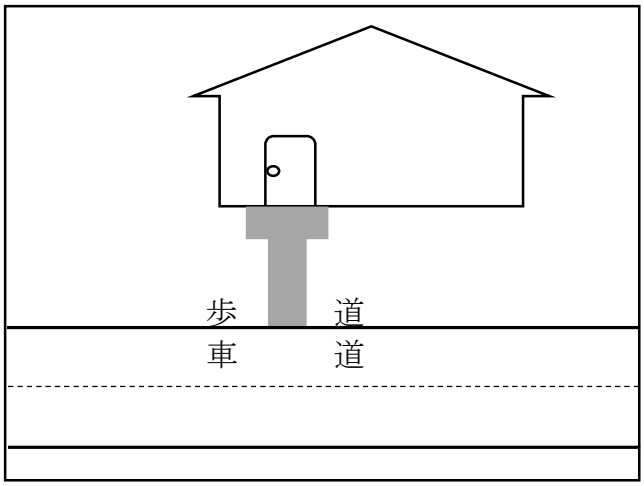


２　除雪の日時

（1）実施日は、原則的におおむね１０ｃｍ以上の降雪があった日とします。
（※市の除雪作業車が稼働する場合と同じとしますが、ご判断は実施者にお任せいたします。）

（2）実施時間は、その日の正午までとし、利用者からは時間の指定はできません。

（3）地域やボランティアの事情によっては、午後からの実施になる場合があります。

（4）天候が悪い場合はボランティアの安全確保のため、天候が回復してから行ってください。

３　除雪の回数

除雪の実施は、１日１回とします。
（※回数以上の除雪は、実施者にご判断をお任せいたします。）

４　除雪を実施する期間

１２月１日～翌年３月３１日
※毎週日曜日、１２月３１日～翌年１月３日は、基本として除雪は休みとします。

**※上記１～４の内容を基本ルールとしますが、地域の状況に応じ、実施者の可能な範囲で必要な除雪への対応をご考慮いただきますようお願いいたします。**